

阿久比町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の早期実現を目指し、阿久比町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、阿久比町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) プラン策定に関し、必要な調査及び検討を行うこと。
- (2) その他プランの策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年健全育成地区推進員連絡協議会を代表する者
- (3) あぐい女性の会を代表する者
- (4) 社会福祉協議会を代表する者
- (5) 阿久比町商工会を代表する者
- (6) あいち知多農業協同組合を代表する者
- (7) 町執行機関を代表する者
- (8) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。